

# 携帯品一時預り及びキャリーサービス利用約款

## (利用上の注意事項)



携帯品一時預り及びキャリーサービスをご利用される場合は、この約款によるものとします。

### 1. 店舗営業時間

8:00～20:00

### 2. お預り出来ない荷物

- (1) 1個の長さが2m(運動用具、釣り道具及び天幕生活用品を除く)を超えるもの
- (2) 自転車(折りたたみ自転車を含む)
- (3) 1個の重量が30kgを超えるもの
- (4) 火薬類及び発火物並びに毒物、薬品類等の危険物
- (5) 銃砲刀剣類及び犯罪の用に供されるおそれのあるもの
- (6) 他の物品を汚損するおそれがあるもの
- (7) 不潔なもの又は臭気を発するもの
- (8) 腐敗又は変質しやすいもの
- (9) 貴重品(現金、証券、貴金属類、重要書類及び当社において貴重品と判断されたもの)
- (10) 精密機械等
- (11) 動物及び魚介類
- (12) 荷造りが不完全で保管に適さないもの
- (13) その他係員が一時預り及びキャリーサービスに不適切と認めるもの

### 3. 取扱範囲及び取扱料金

#### (1) 一時預り

取扱時間	お預り期間	料金
営業時間内	15日以内	1日1個 800円 (暦日の営業時間内)

※但し、期間の計算をする場合は夜半0時をもって1日の区切りとします。

(時間の長短にかかわらず1日)

営業時間を過ぎて翌日以降にお引取りの場合は、1日1個 800円の割合で追加料金を頂きます。

#### (2) キャリーサービス

取扱範囲		料金
Crosta広島	⇒ 広島市内指定施設	1,500円

※お取扱できる提携施設及びお取扱時間は係員にお尋ね下さい。

### 4. 荷物預り時

一時預り切符を購入頂き、受付窓口にてお預りします。

その際、「甲片(お預かり整理券)」、キャリーサービスの場合「Crostaキャリーサービス(お預り証)」をお渡します。

### 5. 荷物引渡し

お預り品は、一時預りの場合「甲片」、キャリーサービスの場合「Crostaキャリーサービス(お預り証)」と引換えにお渡します。

紛失された場合は、正当権利者であることを確認させていただきます。

この時、本人確認の為、証明書等の提示が必要となります。

### 6. 利用期間経過後の処理

預り期間を超えお引取りがない荷物は、その日から数えて1ヶ月間保管します。この場合の料金は1日1個800円です。

### 7. お引取りがない場合の処置

1ヶ月と15日を経過してもお引取りがない荷物は当社において所定の処分をさせて頂くこととなります。

また、処分で発生したものについては保管料その他の費用に充当します。

### 8. お預り出来ない荷物を預けた場合の処置

お預りした荷物が第2項(お預り出来ない荷物)に該当する疑いがある時は、当社においてその実情に応じ廃棄その他適当な処置をすることがあります。

### 9. 事故による責任

次の各号の場合は、預った荷物に滅失又はき損等損害を生じても当社はその責を負わないものとする。

(1) 第2項(お預り出来ない荷物)に掲げる荷物の滅失又はき損等の損害

(2) 天災事変等の不可抗力による場合

(3) 司法権等の発動により関係官公署から荷物の開装、押収又は証拠品として提出を求められた場合

(4) その他当社の責めに帰さない場合

### 10. 当社の都合によりお預り又はお取扱出来ない場合があります。

### 11. 損害補償

当社の責任においてお荷物に損傷等を与えた場合、荷物1個につき10万円までの補償をさせていただきます。